

「クルーズ船寄港拡大に向けたファムツアー実施業務」

企画提案審査要領

令和 7 年 11 月
岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「クルーズ船寄港拡大に向けたファムツアー実施業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行うものであること。
- (2) コンペ参加者が6者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものであること。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知すること。

4 審査基準

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
提案のあった業務の内容が優れていること	企画趣旨理解力	本業務の趣旨や目的を十分理解しているか。	10
	企画提案内容	・アテンドや手配に係るノウハウを有しているか。 ・船社、ランドオペレーターのニーズを捉えているか。 ・地元事業者等との繋がりが深い。 ・有しているノウハウを県と共有する提案となっているか。	20
		岩手県内の特徴ある観光地・体験等の視察先を提案しているか。	30
	自由提案内容	これまでの事業実績等を踏まえ、寄港誘致プロモーションの更なる事業展開に繋がることが期待できる内容であるか。	10
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。	10
		提案内容を確実に履行できる事業実施スケジュールとなっているか。	10
	費用積算内訳書	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。 ・より安価に業務が実施できるか。	10
合 計			100